

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和8年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社パルトゥー	徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外 17-1	令和8年4月2日から令和8年5月1日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 株式会社パルトゥーの従業員は、令和7年9月19日、徳島簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を科され、同年10月7日に刑が確定した。 このことにより、令和7年12月26日に徳島県知事から同法に基づく行政処分(産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し)を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
2	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号	令和8年4月17日から令和8年6月16日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事(当時)は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて株式会社共栄ALUCAZ(現株式会社MACHI づくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、株式会社共栄ALUCAZ 関連会社の株式会社共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。 その後、同専務理事(当時)は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
3	一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階	令和8年4月17日から令和8年6月16日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて株式会社共栄ALUCAZ(現株式会社MACHI づくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、株式会社共栄ALUCAZ 関連会社の株式会社共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。 その後、同代表理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
4	東洋シャッター株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階	令和8年5月15日から令和8年6月25日まで(6週間) 大阪航空局管内	建設業法違反 東洋シャッター株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
5	株式会社佐藤工務店	愛知県弥富市鯛浦町西前新田21番地	令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社佐藤工務店は、愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が事業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、株式会社佐藤工務店の代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
6	朝野工業株式会社	富山県魚津市本新町27番5号	令和8年6月5日から令和8年7月4日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	過失による粗雑工事 朝野工業株式会社は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より営業停止処分(22日間)を受けたものである。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。